

# 学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」11月19日版

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを低減させつつ、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020.9.3Ver.4）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベル（11月12日発表）に基づくものです。

## 1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。（2-1)(2)(3)(4)
- (2) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる3つの条件を避ける。（2-5)(6)(7)

## 2 基本的な感染症対策

- (1) 健康観察の徹底
  - ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
  - イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
  - ウ 健康観察カードは毎日確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。
- (2) 手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30秒程度石鹸を使い丁寧に行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため）
- (3) 清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「3(3) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

#### (4) 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

#### (5) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも30分に1回程度換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。

#### (6) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面としないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする。）

#### (7) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

### 3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

#### (1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよな活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

★ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

★ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

★ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

★ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

### 【感染レベル4以上】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

#### (実施時の留意事項)

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど文部科学省の事務連絡(「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日))を踏まえた取扱いとする。

### 【感染レベル1～3】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル4以上における留意事項も可能な範囲で参照する。

### 【その他】

水泳については、別添資料3の事務連絡(「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年5月22日))に基づき、以下のように令和2年度は対応する。

小学校：実施しない。

中学校：各学校で実施の可否を判断する。

#### (2) 給食について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または大声での会話を控えるなどの対応が必要である。

感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

### (3) 普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いをを行うよう指導する。

### (4) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

#### 【感染レベル4以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

### (5) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

ア 登下校時については、校門や玄関口等で密集が起らないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

#### (6) 修学旅行について

ア 修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前(以降も含む)に、松本圏域が感染レベル4以上の場合は中止。目的地(市町村を中心としたエリア)が\*感染レベル4(相当)以上の場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

\* 感染レベル4(相当)は県の示す「圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準」(11月12日発表)に準じる。

#### (7) 各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が\*感染レベル4(相当)を上回った都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、\*感染レベル4(相当)を上回った地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

## 4 感染が広がった場合における対応

### (1) 臨時休業

次のいずれかの場合、学校内の感染拡大の範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。ただし濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。

### (2) 分散登校

次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

### 【参考】

学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または、一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言により、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内

の感染拡大が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当。(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 9.3 Ver.4 第4章 3.(1))に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

## 5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

- (1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。(欠席ではない)
  - ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合
  - イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)があったりする場合
  - ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合
- (2) 教職員においては上記(1)ア・イの場合、出勤しない。
- (3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

## 6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した翌日から2週間、または、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にある場合は自宅待機とする。

注：濃厚接触者 ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があった者  
② 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者  
③ 患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者  
④ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者

### 6-2 接触者への対応

児童生徒が感染者の接触者に特定された場合は、その状況について学校に連絡をするよう依頼する。また、保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

注：接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

## 7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

## 8 その他出席停止等の扱いについて

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能である。

- (2) 感染レベル4以上に指定された場合においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、児童生徒の出席停止の措置を取る。

## 9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

### (1) 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

### (2) 県外

県の基本的対処方針により対応する。

## 10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。